

白川町水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 7 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 2 2 号

白川町水道給水条例の一部を改正する条例

白川町水道給水条例（平成 1 0 年白川町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（工事の施行） 第 1 2 条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の設計及び工事は、町長又は町長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 ～ 4 （略）	（工事の施行） 第 1 2 条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の設計及び工事は、町長又は町長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2 ～ 4 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。